

子ども自立生活支援センター 虐待防止のための指針

1 虐待防止に関する基本的考え方

① 本指針の取扱い

虐待は、当センターを利用する児童（以下、「児童」という。）の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当センターでは利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、児童福祉法（障害者総合支援法）ならびに障害者虐待防止法に基づき、虐待の防止及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員に対して本指針に従って業務にあたるよう周知することに努めます。

② 児童虐待の類型

ア) 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく児童の身体を拘束すること。

イ) 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ウ) 心理的虐待

児童に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ) 放棄・放置

児童を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者によるアからウまでに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の児童を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

オ) 経済的虐待

児童の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

当センターでは、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止・身体拘束適正化委員会」を設置し、その下部組織として「身体拘束判定会議」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に

防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

- ② 虐待防止・身体拘束適正化委員会及び身体拘束判定会議の構成委員は、「子ども自立生活支援センター会議・委員会設置要綱」の規定によるものとする。

- ③ 虐待防止・身体拘束適正化委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

- ④ 虐待防止・身体拘束適正化委員会の所掌事務は次のとおりとします。

(ア) 人権擁護推進計画の策定

(イ) 入所児童等の人権擁護に関する事項

(ウ) 虐待防止・身体拘束適正化に関する事項

ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 職員は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

ク 身体拘束の適正化に関すること

- ⑤ 虐待防止の担当者の選任

虐待防止の担当者は所長とします。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）

- ② 新任職員への研修の実施

- ③ その他必要な教育・研修の実施

- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに関係機関（児童相談所及び県、市町村等）に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 施設内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ② 施設内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止・身体拘束適正化委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ③ 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止・身体拘束適正化委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

7 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

本指針は、令和6年4月1日より運用します。

附則

本指針は、令和8年4月1日より運用します。